令和年月日

広　島　市　長　　様

**自動販売機の設置に係る誓約書**

別添の計画書のとおり、公園にて自動販売機の設置を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　当団体は、自動販売機の設置に当たり、次の事項を行います。

⑴　設置に先立ち、申請団体が必要と考える範囲の関係者※に事前に説明し、設置について理解を得ます。

　　※　自動販売機を設置する公園に隣接する住宅や自動販売機の関係者等

⑵　発生したゴミの処分及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。

⑶　相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者氏名 |  |  | 連絡先 |  |

⑷　法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。

⑸　設置許可期間中に、街区公園の指定管理者又は街区公園清掃等報奨金制度活用団体でなくなること、その他自動販売機の設置に係る要件を満たさなくなるときは、速やかに撤去し、原状復旧します。

⑹　次年度の自動販売機の設置要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。

⑺　自動販売機の設置に起因する、事故や損害等の全ての責任を負います。

２　当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑵　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

⑶　暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

３　本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。

　　本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

（団体名）

（代表者［役職、氏名］）

※　氏名は団体の代表者が自署してください。